



当座預金口座取引規約

当行と当座預金口座取引(以下「当座取引」といいます。)を行うについては、預金者は、一般規約のほか、この当座預金口座取引規約(以下「当座規約」といいます。)にしたがうものとします。一般規約の規定と当座規約の規定が矛盾する場合は、当座規約の規定が優先するものとします。

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。

第1条 取引開始条件

預入通貨は日本円のみとし、また口座開設時の預入金額は10万円以上とします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第10条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条 第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該 預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 預入および払戻等

- 1. 預金者は、口座間の振替による預入を、当行のいずれの国内支店においても行うことができるものとします。ただし当行は、現金、トラベラーズチェック、小切手等による預入については、当該業務を取扱う国内支店においてのみ取扱います。また、当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードによる預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」にしたがうものとします。
- 2. 払戻は、これを取扱う当行国内支店の窓口において行うか、キャッシュカードを保有する個人の場合には当行と提携している自動機を使用してキャッシュカードにより払戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル、その他の方法により他口座の預金等へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお以下の規定に従うものとします。
 - (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、小切手または払戻請求書に押捺も しくは記入された印影もしくは署名とあらかじめ届出済の印鑑もしくは署名鑑とが一致した場 合、または暗証番号読取機に入力された暗証と届出済の暗証が一致した場合に限りこれに応 じます。
 - (2) 当行は、自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と届出済の 暗証とが一致した場合に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードによる払戻については、 当行が別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」によるものとします。
 - (3) 当行は、電話による払戻については、電話を通じて入力された暗証と電話取引用暗証番号が 一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに 応じます。なおこの場合、当行は、小切手の呈示を要しないとすることができるものとします。

- (4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。
- 3. この預金口座については約束手形は発行しません。
- 4. 当行は、当行の国内支店または他の金融機関を通じてこの預金口座に振込があった場合は、当行でこの預金口座に入金処理が完了した後でなければ、支払資金としません。
- 5. 当行は、小切手が手形交換所を通じて支払呈示された場合、当日の午後3時の預金残高を支払 可能残高として取扱います。

第3条 預金利息

当行は、この預金には預金利息は付けません。

第4条 過振りの取扱

- 1. 一般規約第6条にかかわらず、当行が当行の裁量により払戻可能額を超えて払戻を行った場合には、預金者は、当行の請求があり次第直ちにその不足金を支払うものとします。
- 2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14.0%とし、当行所定の方法により計算するものとします。
- 3. 当行は、第1項により当行が払戻をした後にこの預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- 4. 第1項による不足金および第2項による損害金が支払われない場合には、当行は、預金その他預金者が当行に対して有する債権をもって、その支払期限にかかわらずいつでも相殺することができるものとします。
- 5. 第1項による不足金がある場合、この預金口座に受入れまたは振込まれた証券類については、当 行は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第5条 振出日漏れの小切手の取扱

- 1. 当行は、振出日の記載のない小切手が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- 2. 前項の取扱いによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第6条 線引小切手の取扱

線引小切手が呈示された場合、その裏面に当行に届出済の振出名義人の署名または印影と一致する署名または印影があるときは、当行は、その持参人に支払うことができるものとし、そのために小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行に過失がある場合を除き、一切その責

任を負いません。当行は、第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第7条 支払停止の指示

- 1. 預金者は、当行所定の書面をもって届出ることによって、当行に支払停止の指示をすることができるものとします
- 2. 支払停止後にこの預金口座の小切手が支払呈示されても、当行は、何らの支払義務を負いません。

第8条 解約後の支払呈示

解約後にこの預金口座の小切手が支払呈示されても、当行は、何らの支払義務を負いません。

第9条 個人信用情報センターへの登録

預金者に次の各号に該当する事由が一つでも生じたときは、当行はその事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間(ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 カ月間)登録することができるものとし、かつ同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のために利用できるものとします。

- 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等の信用欠如を理由に解約されたとき。
- 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3. 手形交換所の不渡報告書に記載されたとき。

第10条 解約等

- 1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの当座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして、この預金口座は解約されるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標 ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務 を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- 2. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべき と判断した場合、本預金口座は解約されます。
- 3. 前2項により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払小切手を預金者に郵送することで預金者に対するすべての責任を免れるものとします。また貸越元利金その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
- 4. 当行が本条により当座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第 11 条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- 1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、 預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した 場合(1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれ か遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- 2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に 掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事 由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止され

たこと: 当該支払停止が解除された日

- ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと: 当該手続が終了した日
- ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。): 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

第 12 条 休眠預金等代替金に関する取扱い

- 1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は 消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条 第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利息の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- 4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金 等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上、当座預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行 BKG3600TB2104